中国における均等の判断

~技術的手段が逆の場合は均等の主張は認められない~ 中国知的財産権訴訟判例解説 (第42回)

北京市捷瑞スプリングダンパー技術研究センター 再審申請人(一審原告、二審上訴人)

北京金自天和緩衝技術有限公司被申請人(一審被告、二審被上訴人)

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国においても技術的範囲の解釈において、均等論を主張することができる。均等論の適用条件については司法解釈[2001]第21号第17条に以下の通り規定されている。

第17条

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を 実現し、基本的に同一の効果をもたらし、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なく ても連想できる特徴を指す。

本事件では請求項に記載された発明の技術的手段が、被疑侵害製品とは逆の構成であることから、最高人民法院は均等論の主張を認めず、特許権非侵害とする判決を下した¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

北京市捷瑞スプリングダンパー技術研究センター(原告)は、「高速進入低速出力タイプの弾性減衰体緩衝器」と称する実用新型特許権を所有している。特許番号はCN2526588である(以下、588特許という)。588特許は2001年12月28日に出願され、2002年12月18日に登録された。

問題となった請求項1は以下のとおりである。

1. <u>高速進入低速出力タイプ</u>の弾性減衰体緩衝器において、 主にスリーブ座(1)、アンビルヘッド(2)、ピストン(3)、弾性減衰体(4)及び密封装置(5)により構成

¹ 最高人民法院2013年11月18日判決 (2013) 民申字第1146号